

第 78 回 鎌倉市緑政審議会 会議録（案）

日 時：令和 4 年 1 月 11 日（火） 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室

出席委員：入江彰昭会長、押田佳子会長職務代理（オンライン出席）、飯田晶子委員（オンライン出席）、岩田晴夫委員、上村真由子委員、松行美帆子委員（オンライン出席）、植木陽子委員、田中美恵子委員、山内政敏委員

欠席委員：佐藤雄基委員、

事務局：吉田都市景観部長、古賀都市景観部次長、秋山みどり公園課長、後藤担当係長、菊地担当係長、奥山都市景観課長、永井都市計画課長（まちづくり計画部次長）

入江会長：第 78 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。はじめに、委員の出席について、事務局から報告をお願いいたします。

秋山みどり公園課長：事務局を務めております、みどり公園課長の秋山です。よろしく申し上げます。まず、事務局からのお願いとしまして、ご発言の際、マイクの使用に、ご協力をお願いいたします。委員の皆様それぞれにマイクをご用意いたしましたので、そちらをご使用ください。ご発言が終わりましたらマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため IC レコーダーで録音させていただきますので、ご承知おきください。続きまして、委員の出席について報告します。佐藤委員から欠席のご連絡が入っており、押田委員、飯田委員、松行委員がオンラインにて出席される予定となっております。委員の過半数の出席がありますので、お手元にお配りしています鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。なお、お手元にお配りしています事務局名簿の職員のほか、議事の関係上、環境部次長兼ねて環境政策課長の高橋が、途中からとなりますが出席します。

入江会長：ありがとうございます。それでは、次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

秋山みどり公園課長：お手元にお配りしている「次第」について、説明いたします。

最初に「次第」の 1、審議事項として 1 件、次に、「次第」の 2、諮問事項として 1 件、最後に「次第」の 3、その他の報告等を予定しております。配付資料は、お手元にある資料 1 から 2-4 です。

会議の公開については、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」によって定められており、「鎌倉市情報公開条例」第 6 条に規定する個人情報等に該当する事項について審議等を行うとき、その他、会議を公開することによって、公正、円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められるときを除いては公開するものとなっています。

非公開とする場合は、その理由を明らかにした上で、会長が議題ごとに決定するものとし、また、会議中に非公開とする会議の範囲を変更する必要があると審議会が判断した場合はこれに従うものとしています。

後日掲載する会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえ、次第の内容と会議の公開についてご確認いただけますようお願いいたします。

入江会長：本日の次第及び会議の公開について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会 会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議は公開することといたしますが、非公開とする会議の範囲がございましたらご意見等をお願いいたします。

(全員了承)

入江会長：それでは、会議を公開とし、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。続きまして、傍聴者の確認についてです。事務局お願いします。

秋山みどり公園課長：1月1日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、2名の申込みがありました。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ご異議がないようでしたら、傍聴者の入室を許可することとします。

(傍聴者2名入室)

入江会長：傍聴者の方は、私語、審議会等に対する発言、写真撮影や録音はお控えください。また、その他お手元の注意事項についてご配慮ください。会議に支障があると判断した場合は退室をお願いすることもありますので、ご了承ください。

1 審議事項

(1) 前回審議会会議録の確認

入江会長：それでは、次第の1、審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

秋山みどり公園課長：前回会議録につきましては、資料1をご覧ください。前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、各委員から、ご発言のあった箇所について文言修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：既に会議録の方を皆様見ていただいていると思いますが、前回の会議録につきましては、いかがでしょうか。それでは、この資料により、前回審議会の会議録を確認し、確定いたします。

2 報告事項

(1) 鎌倉市緑の基本計画（案）について

入江会長：それでは、次第の2、諮問事項(1)、「緑の基本計画（案）について」、事務局からお願いします。

秋山みどり公園課長：本日、「鎌倉市緑の基本計画（案）について」、緑政審議会へ諮問するにあたり、本来、市長の松尾からご挨拶をさせていただくところですが、公務のため、部長の吉田からご挨拶をさせていただきます。

吉田都市景観部長：都市景観部長の吉田です。本日はよろしくお願いたします。令和元年度から、見直しを進めておりました「鎌倉市緑の基本計画」の案がまとまり、本日、緑政審議会に諮問させていただくことになりました。諮問に先立ち、一言ご挨拶を述べさせていただきます。鎌倉市は、平成8年に「緑の基本計画」を策定して以来、25年の間、この計画に基づき、三大緑地の保全など着実に実績を積み重ねて参りました。その間、緑政審議会の委員の皆様からは非常に多くの貴重なご意見、そして専門的な助言をいただきましたことに対しお礼を申し上げさせていただきます。また、今回の改定作業におきましては、近年の気候変動に起因すると思われる自然災害の激甚化に伴う倒木被害の多発に対応するため、緑地の維持管理体制の整備など、保全を図ってきた緑の質の向上に対するご意見や、グリーンインフラ、SDGsの視点からの検証に対するご意見など、緑政審議会の委員の皆様から、非常に数多くの貴重なご意見や専門的な助言をいただきましたことを、改めてお礼を申し上げます。今後とも、緑の基本計画に対する皆様のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。それでは、諮問をさせていただきます。

鎌倉市緑政審議会会長 入江 彰昭様

鎌倉市緑の基本計画（案）について、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第7条第4項の規定により諮問します。鎌倉市長 松尾 崇
よろしくお願いたします。

秋山みどり公園課長：本日、委員の皆様には資料2-4として諮問書の写しをご用意しています。これから、その内容を説明させていただきます。

「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」説明いたします。着席して説明します。参考資料1をご覧ください。

「鎌倉市緑の基本計画」は、都市緑地法に基づく「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、市が定めるものです。

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例を、お手元の参考資料1として配付しました。条例の第7条第1号では、「市長は、緑の保全及び創造についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑の保全及び創造についての基本的な計画を定めなければならない。」としており、第4号では、「緑の基本計画を定めるに当たっては、審議会に諮問しなければならない。」としているため、これに基づき、本日審議会への諮問を行うものです。諮問書の写しを資料2-4として配付しています。

参考資料2をご覧ください。「緑の基本計画見直しの基本方針」です。今回の改定では、広町、台峯、常盤山のいわゆる三大緑地の確保や、都市緑化の推進によって長年積み上げてきた成果が実を結ぶ一方で、近年の自然災害の激甚化により倒木が多発するといった状況について、これを喫緊の課題として正面から向き合い、緑が市民にとって安全、安心なものとなる道筋を示すことに主眼をおくとともに、地球温暖化や少子高齢化など、緑を取り巻く状況の変化や、グリーンインフラ、SDGsの視点などを基本方針に加味するなどして、

見直しに取り組んでまいりました。令和2年7月に、この見直しの基本方針が確定した以降は、市民意見の募集、関係課長等による庁内検討会での議論、緑政審議会への意見聴取などを経て、計画素案を作成、令和3年7月27日には第77回緑政審議会へ報告し、素案を確定いたしました。

資料2-2をごらんください。第77回審議会でのご意見と回答、対応方針を一覧表にお示ししたものです。ご意見の一部について申し上げます。

番号1、岩田委員から、「公園や緑地の維持管理に関して、現場に応じたチェックリストの作成を提案する。」とのご意見をいただき、第4章に「チェックリストの作成を検討します。」と追記しています。

番号4、植木委員から、「若木や幼木を育てることの必要性を示してはどうか。」とのご意見をいただき、第3章に「幼樹や稚樹を生育する」と追記しています。

番号9、上村委員から、「図や表への参照先を本文中に明示してはどうか。」とのご意見をいただき、一部ではありますが、本文中に図表の参照先を示す修正を行っています。

このほかのご意見につきましても、資料のとおり、概ね対応する修正を行い、素案を作成しました。その後、素案についてパブリックコメントを、令和3年9月27日から30日間実施し、これによる公募意見を必要に応じて反映したものを、本日、お手元、資料2-1に、案としてお示ししています。なお、案のうち、新たに作成したグラフに数値の修正がありました。申し訳ありませんが、お手元の差し替え資料へ差し替えをお願いいたします。

続きまして、緑の基本計画 見直し案の構成及び概要については、担当係長から説明しますと共に、素案に対する意見公募の結果について報告いたします。

菊地みどり担当係長：緑の基本計画 見直し案の内容について説明します。着席して説明させていただきます。

資料2-1の1頁をご覧ください。始めに、「序章」としまして、「緑の基本計画の概要」について、計画の位置づけ、策定の経過、社会状況の変化、改定の趣旨、フレームなどを記載しています。

11頁をご覧ください。次に、第1章は「都市特性と緑の現況」として、本市の特性や緑の基本情報や、緑の有する機能を「歴史文化を守る緑」「安全安心をもたらす緑」「環境負荷を和らげる緑」「生き物を育む緑」「交流とふれあいを広げる緑」「美しい景観をつくる緑」「暮らしを支え豊かにする緑」の7つに区分、整理し、緑の現況を示すとともに、緑の保全評価と課題を記載しております。

56頁をご覧ください。次に、第2章は「めざす緑の目標と方向性」として、基本理念を「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」とし、目指す緑の方向性にグリーンインフラの考え方を取り入れたうえで、61頁に、将来都市像として、「緑が都市環境の基盤を形成している都市」「緑と歴史文化が融合した都市」「緑による安全安心が保たれている都市」など、8つを掲げています。

66頁、第3章以降は、基本理念や将来都市像実現に向けた方針や施策を定めております。

66頁をご覧ください。図3-1に構成を示すとおり、第3章では「緑の将来都市像実現のための方針」として、「歴史文化を守る緑」など7つの機能別の方針、「保全」「整備」「創出」「連携」の、4つの施策の柱について記載しております。緑の機能別の取組方針は、例

えば、66 頁から 67 頁にかけて、1)「歴史文化を守る緑」の取組方針として「古都の歴史的風土を構成する樹林地を一体的に保存し、継承します」ほか 3 項目、68 頁からの、2)「安全安心をもたらす緑」では「延焼防止機能を有する緑を保全・創造します」ほか 3 項目、70 頁からの、3)「環境負荷を和らげる緑」では「環境機能の向上に繋がる緑を保全します」ほか 2 項目など、各機能に対し 3～5 項目をお示ししております。

92 頁をご覧ください。次に、第 4 章は「計画の実現に向けた考え方、施策と制度・事業の体系」としまして、グリーン・マネジメントやリーディング・プロジェクト、施策と制度・事業など、計画の実現に向けた考え方について記載しています。4-1「グリーン・マネジメント」では、平成 23 年の緑の基本計画改定時から、引き続き PDCA サイクルの考え方を取り入れています。

94 頁をご覧ください。4-2「リーディング・プロジェクト」では、今回の見直しの主眼となる維持管理に係る「緑の質の向上」のほか、「緑のネットワークの形成」「多様な連携と資源の利活用」の 3 項目を定めております。

104 頁をご覧ください。次に、「施策と制度・事業の体系」では、4 つの施策の柱を「①緑地の保全」「②都市公園等の整備」「③緑化の推進」「④連携の推進」とし、個別の事業を位置付け、進めることとしております。

106 頁をご覧ください。「制度・事業の内容と方針」では、施策推進のための制度・事業を一覧表に示し、表の左側、「項目」は、「緑地保全に係る法制度の指定」として、「歴史的風土特別保存地区」や「近郊緑地保全区域」をはじめとした地域制緑地の制度を示し、個々の制度・事業の内容及び方針については 108 頁以降の表のとおり、示しております。このほか、110 頁、2)「法制度に基づく契約・協定等」として市民農園や市民緑地契約制度などを、また、112 頁、3)「市独自の緑地保全等に係る制度」として、保存樹木等の既存の制度に加え、方針として民有緑地維持管理支援策をより効果的にするための制度の再構築を位置づけるなど、計 15 項目を示しています。

131 頁をご覧ください。次に、第 5 章は「特定地区の保全・整備・緑化の方針」として、都市計画等に定める「歴史的風土特別保存地区」や「都市公園」等、また、緑の基本計画で設定する「保全配慮地区」「緑化重点地区」についての方針を記載しています。132 頁では、歴史的風土特別保存地区の拡大の方針、137 頁からは特別緑地保全地区の指定など、150 頁からは都市公園等として、都市計画公園・緑地の整備方針や維持管理の方針などを位置付けています。164 頁からは、緑の基本計画で設定する区域として、保全配慮地区は図 5-8 に示す区域を、166 頁では緑化重点地区を市街化区域とすることを位置付けております。

168 頁をご覧ください。最後に第 6 章は「流域を踏まえた地域別方針」として、市域を 6 つの流域に区分し、各流域における緑の環境づくりの考え方を整理し、流域を踏まえた地域別の方針や取組方針について記載しております。

続きまして、素案に対するパブリックコメントについて報告をいたします。

資料 2-3 をご覧ください。実施期間は令和 3 年 9 月 27 日から 10 月 26 日までの 30 日間、意見の件数は 21 件、5 名から提出がありました。意見の区分は、本文に対しては第 4 章が 5 件となり最も多く、続いて第 5 章が 3 件となり、序章から第 3 章までは 1 件ずつとなり

ました。意見の反映状況は、A の計画に反映したあるいは既に反映しているとしたものが12件、D の計画に反映できないとしたものは1件としました。意見と市の考え方の概要につきましては、(1)施策の方針に対する支持の意見として、「緑化や公園整備、緑地の保全に対する基本的な方針についての反対意見は無く、概ねの支持を得ていると考えています。」としたほか、(2)緑の基本計画に期待する意見、(3)行政計画等との整合など、記載の充実を求める意見、(4)個別の制度・事業に関する意見にまとめたとおりです。

いただいた意見の一部と対応方針を申し上げます。説明の前に、表の修正として、右から2列目の表題が、「市の対応方」となっていますが、「市の対応方針」へ修正をお願いいたします。

5 頁、意見ナンバー6、意見要旨をご覧ください。「ステークホルダーの巻き込みでは、「里山」をキーワードとして、特に教育・健康福祉関係等の市内部での連携について触れるべきではないか。」との意見に対し、「第4章の「③多様な主体との連携」に、教育・研究機関との連携や庁内連携についての文章を追加する」としています。

9 頁、意見ナンバー17、意見要旨をご覧ください。第1章の③緑に対する市民意識に対して、「緑の保全等」や「都市公園等の整備・管理」について、鎌倉市民意識調査の結果を活用すべき。都市公園等の整備・管理について、もっと力を入れるべきとの意見が増え、市民は公園施設の老朽化への対応や緑地の適正な管理などにもっと力を入れてほしいと考えている。」との意見に対し、「ご意見を踏まえ市民意識調査結果についての事項を追記する。」としています。

同じく9頁、意見ナンバー18、意見要旨をご覧ください。緑の将来都市像に対して、「基本理念と緑の将来都市像がどのようにつながるかイメージできない。共生というフレーズから違和感を覚える。」との意見に対し、「基本理念は、当初策定で示したものを継承しており、上位計画との整合や、本計画が目指すものは変わっていないと考え、緑政審議会にも意見を聴きながら定めた。将来都市像については、豊かな自然と歴史の中に人々の生活が展開し、谷戸を始めとした特徴的な地形と共に想起でき、また、人々の生き活きとした生活、自然環境や動植物とも共生した豊かな生活のイメージを重ねた。」と回答することとし、素案に対する反映はしませんでした。

続きまして、今後のスケジュールについて説明いたします。本日の案に対する審議を踏まえ、本審議会から市長にあて、答申書をご提出いただきます。市では答申を踏まえた最終案を作成し、速やかに確定への手続へ進みたいと考えています。説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

入江会長：ご説明ありがとうございます。ただいまの説明に対して時間を取りまして、ご質問等をお伺いしたいと思いますが、今回いただいたご意見に対して、何かありますでしょうか。基本的に、前回の審議会の時の素案から、パブリックコメントを踏まえて、市民の方々からご意見をいただき、そして委員の皆様からも、複眼的・多層的に素案を見ていただきました。そういった中で、事務局の方で、今回（案）というかたちでまとめていただいております。個人的に見て、様々な方から見ていただきご意見をいただいて、それを反映するかたちで今回事務局にまとめていただいております。もし、この図表等が見にくいとか、あるいはこの文章等を少し差し換えが必要などあれば、そのあたりを含めて、少しみなさ

んで見ていただいて、文の差し替えもしくは図の質的な向上等、気になるところがあればご意見等よろしく願いいたします。

植木委員：102 頁、103 頁の図の、102 頁側の方なのですが、これはこの図でもう決定されているのでしょうか。気になったのが、SDGs のアイコンが入っている部分が、同じアイコンが複数入っているところです。「緑のネットワークの形成」のところでは 8 番と 13 番が 2 つ入っていて、次の「共生の実現」も 8 番と 13 番が 2 つあります。これは訂正をされる予定ということでしょうか。

秋山みどり公園課長：失礼いたしました。訂正いたします。

入江会長：ご指摘ありがとうございます。私の方からなのですが、92 頁の図の 1 の図柄の、令和 3 年度の取組のタイトルが、緑のカラーと黒い文字が重なってしまっていて見えづらいので、ここは製本されたときには見えるかたちに修正いただければと思います。他に皆様の方でなにかありますでしょうか。

松行委員：質問なのですが、今回いただいた冊子で、図がカラーのものと白黒のものがあるのですが、これは実際に印刷されるのと合わせて、カラーと白黒が合わせてなっているのかということと、PDF でも公開されると思うのですが、その時も、印刷とカラー、白黒というのは同じなのでしょうか。

秋山みどり公園課長：実際にホームページで公開するものと印刷するものは、全編カラーとなっております。今回、特に細かく見ていただきたいところに関してカラーにさせていただきました。

松行委員：分かりました。ありがとうございます。

入江会長：岩田委員、お願いします。

岩田委員：8 頁について先ほどのご意見とも関係するのですが、いただいた資料では白黒のバージョンでお作りとのこと、本編ではカラーになっているところと見た目には違うと思います。それとの項目で、白抜きになっているところとそうでないところ、また 9 頁の一部が黒っぽくなっており、この辺りは多分製本時にはなにか色付け等されていると思うのですが、コメントがあればご説明いただければと思います。

入江会長：事務局お願いします。

秋山みどり公園課長：ご指摘の 8 頁、9 頁の計画の構成についてですけれども、例えば第 1 章で「機能別に見た緑の状況」の中に 7 つが白抜きに浮き上がっております。あとは、その他タイトルと白抜きするところとで分けておりますので、カラーにするともう少し見やすいとは思いますが、そういった分け方をしております。

岩田委員：9 頁の歴史的風土保存区域の部分が濃い色になっていますが、ここは何色になっているのでしょうか。

秋山みどり公園課長：「都市計画等により定める区域」の中の歴史的風土保存区域等の色はオレンジになっております。その下地が黄色で、極小の枠が水色になっております。表現が難しいのですが、第 I 編、第 II 編のところは薄いオレンジ色になっております。

(実際に見ていただく)

岩田委員：ありがとうございました。

入江会長：他の委員の先生方はいかがでしょう。

押田委員：細かいことなのですが、今後の最終調整に向けて再度確認してほしいのが、図番号のずれです。40頁の図1-23というのは、順当に見ていくと1-25になるかと思います。以降、全部これに従ってずれております。かなり図が多い図版になっておりますので、再度ご確認をお願いいたします。

入江会長：ご指摘ありがとうございます。37頁の図の1-24のところですか。事務局の方、修正お願いします。他、いかがでしょう。

飯田委員：2点よろしいでしょうか。年末に個別でご説明いただいて、その時にもお伝えした件なのですが、1点目は第6章についてで、「流域をふまえた地域別の方針」のところなのですが、こちらが7つの機能毎に示されていることに違和感を持っています。というのも、この緑の基本計画の構成が、7つの機能を説明したうえで3つのリーディング・プロジェクトを示しています。このため、流域別の方針でも、3つのリーディング・プロジェクトの項目毎に何が行われるのかというのを示して、そういったことが達成されると、この7つの緑の機能のこういう点が、それぞれの施策で満たされていく、という示し方にされた方が、構造的にはしっくりくるなと思います。この点は修正されるでしょうか、それともこのままでいかれる予定でしょうか。

入江会長：ご指摘ありがとうございます。パブリックコメントも済んでいる状況ですので、大幅な変更ということになると少し難しいかなという風にも思われますが、以前のやりとりも踏まえ、事務局の方はいかがでしょう。

秋山みどり公園課長：地域別の方針の取り組みについて、以前お話しをした際にも同様のご意見をいただいております。リーディング・プロジェクトは重点事業ということで、7つの機能をもとにした沢山の取組の中の重点的にするものであることで、どこかに入れられないかという風に考えたのですけれども、全部入っている中の更に重点というところが難しいところでもありまして、我々の方では対応が難しかったというところがございます。今後、アクションプランを作って、「鎌倉市のみどり」の中で振り返っていくというようなPDCAのサイクルの中で、流域毎の取組の中にリーディング・プロジェクトを落とし込んでいくようなかたちで対応させていただければと、現在考えております。

飯田委員：分かりました。ありがとうございます。こちらで流域毎に示されている内容として、沢山のことが書かれていると思うのですが、これら全てが重点的というよりは、この中から特に重点的にやっていくことをアクションプランの中で示して実際に実行していく、そういった理解でよろしいでしょうか。

入江会長：会長としてはそのように理解しておりますが、事務局はいかがでしょう。

秋山みどり公園課長：リーディング・プロジェクトについては、指標を特に定めて、重点的にやっていくものですので、全てをカバーしていないところがあるというところで、飯田先生がおっしゃったような理解で結構でございます。

飯田委員：分かりました。2点目に移りたいのですが、緑の基本計画の副題をお決めになりましたか。前は「グリーン・マネジメントの実践」でした。今回はそれを変えるのか、あるいは何も付けないのか、新しいテーマをここに設けるのか。私の手元にあるのは年末

にいただいた資料で、副題が入っていないものです。

入江会長：ありがとうございます。委員が各自お持ちの資料は、年末に事務局から送られたものになります。副題は私も気になっていたところです。前回の平成 23 年度の時には「グリーン・マネジメントの実践」という副題が設けられておりました。そのことについて、事務局では、現在の状況はどうでしょうか。

秋山みどり公園課長：本日の諮問の時点で副題が決まっておらず申し訳ありません。これまで、平成 23 年度の改正版でも「グリーン・マネジメントの実践」といった副題にしておりまして、一貫してリーン・マネジメントということを大事にしてやってきました。一方、「グリーンインフラ」という新しい言葉、概念もある中で、決めかねていたというところでもあります。本日、いくつかご指摘いただいた点について細かい修正がありますので、それと合わせて、これまで通り「グリーン・マネジメント」を副題としていくのか、そもそも副題を定める必要があるのか、定めるのであれば何にするのか、会長始めとして審議会委員にご意見いただきたいと思っています。

飯田委員：副題について、我々委員が伺えるタイミングというのは今後あるのでしょうか。それとも入江会長に一任するようなかたちでしょうか。

入江会長：もしお時間が許すのであれば、副題の有無含めて、あるいは副題を付けるのであればこんなキーワードが良い、といった案をいくつか委員から提案をいただきたいと思います。いかがでしょうか。例えば、前回の平成 23 年の時は副題が「グリーン・マネジメントの実践」でした。その前の平成 18 年の時には特に副題は無かったのですが、その前の平成 13 年の時は、「緑の施策の展開と実績」というような副題でした。副題が付いたり付かなかったりということがありましたけれども、いかがでしょうか。もし副題を付けるとすると、こんなキーワード、もしくはこんな文言があったら望ましいのではないかなど、ご意見等ございましたら、ぜひよろしく願いいたします。飯田委員、こんなのがいいのではないかと原案やご提案はありますでしょうか。

飯田委員：原案まではないのですが、社会の潮流を鑑みるのならば、「グリーンインフラ」という言葉は良いのではないかと思うのですが、「グリーンインフラ」という言葉以降に何を付けるといいかというのは、まだ考えがありません。

入江会長：他の委員方、副題についてこれがいいのではないか、あるいは無くてもいいのではないかなど、もしご意見がございましたらお願いします。今、飯田委員からもご指摘がありましたが、「グリーンインフラ」というキーワードのご提案がありました。もともと諮問するにあたって、今回の見直しについて先程部長の方からもお話がありましたが、参考資料 2 を見ましても、グリーンインフラ及び SDGs の視点をもって計画の見直しをしているということで、見直しの基本方針を 1 から 6 まで掲げております。そうした中で、グリーン・マネジメントの実現性の向上ということを最後に謳っております。あるいはグリーンインフラ及び SDGs の視点から検証しますということも、見直しの趣旨のところでも述べておりますので、その辺りのキーワードがもし入るとすると、副題が出てくるのかということは、私自身も先程のお話を聞いて感じていたことです。飯田委員からお話がありました「グリーンインフラ」や、あるいは「そういった視点を持って」や、あるいは「グリーン・マネジメントという言葉を大事にする」のであれば、グリーン・

マネジメントという言葉と絡めながら副題をつけると、そこは考えていけたらと思っております。

松行委員：グリーンインフラは、そこまで今回の基本計画で活用していないのではないかと思います。考え方を取り入れてはいるのですが、特にグリーンインフラ整備のプロジェクトがある訳ではなく、例えば横浜市や他の自治体の方がグリーンインフラを積極的に活用するところまでやっているの、副題にグリーンインフラとまで入れてしまうと、すごくグリーンインフラを活用しているというような誤解が生じてしまうのではないかと思います。

押田委員：私も松行先生と同様に、どちらかという先程から挙がっているグリーン・マネジメントの実践を推した方が、今回の基本計画の趣旨に合うと思います。特にマネジメントのあたりはかなり修正を加えておりますので、そのへんご検討いただけたらと思います。

入江会長：押田先生、ありがとうございます。上村先生、お願いします。

上村委員：時間も限られていることなので、もしかしたらサブタイトルが無いかたちもいいのかとも考えています。あるいは、緑の質の向上を目指すためのグリーン・マネジメントになっていくのかという感じがしますので、「緑の質の向上」を素敵な言い方に換えて、副題を付けていくということもあるかと思いました。

入江会長：「緑の質の向上」というのが、今回の改定の中では大事にされてきているのかと思います。他はいかがでしょうか。いくつかキーワードをいただきました。「グリーンインフラ」とか、「緑の質の向上」とか、あるいは「グリーン・マネジメント」という言葉を大事にされたらという話もありました。副題なしでいくというご意見も一部いただきましたけれども、時間も限られておりますので、その辺り事務局と相談しながら、決めていければという風に思います。

岩田委員：以前サブタイトルについて質問させていただいた時に、秋山課長から簡単にご説明をいただいていたと思います。本日、審議会からサブタイトルについて指摘する前に、事務局からどういうものが出てくるか期待していました。他の委員の意見を聞いていて、前回「グリーン・マネジメントの実践」というのが出てきているので、更なる飛躍を考えるのであれば、ステップアップを意味するようなものを後ろに付けると良いのかと思います。あと、過去のものを見てみるとサブタイトルがついていないものも結構ありますので、あえて入れないという方法もあると思いますので、その辺は事務局と会長にお任せしていいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

入江会長：ありがとうございます。「グリーン・マネジメント」という言葉そのものもそうですし、「更なる実践・向上」という話もあるでしょうし、本日のご意見を踏まえて、事務局で考えていただきながら、その確認を私がさせていただければと思います。他に、反対意見に限らず、資料2-1の中でご意見等ありますでしょうか。

岩田委員：先ほどご意見があった中で、6章の169頁のところ、今回、かなり事務局の方で苦労していただいて内容が充実されてきたので非常によく出来ていると思うのですが、ここにあえて書いてないことがありまして、次の改定にある程度反映していただければと思うのですが、例えば、169頁に関しては、上流域、中流域、下流域、あるいは流域全体という風にまとめていただいているのですが、鎌倉の河川の現状というのを考えると、

河川の特長というのがある、それはまず川が非常に短い、小河川が多いというのがあります。それを裏返すと、鎌倉の自然というの非常にコンパクトで様々な多様性のあるものが集まっているといえます。しかも河川について考えると、源流域から河口部まで鎌倉市の中に全部収まってしまいます。ということは、鎌倉市自身が頑張れば、かなり取組の効果を期待できるということです。今回の改定後に色々実践されると思うので、そのことを念頭に置いて色々と考えていただくといいと思います。また、コンパクトというのは逆に裏返すと、一気に状況が悪くなる可能性もあります。普通ですと上流が綺麗で下流に行くにつれて汚くなっていくものだと思うかもしれませんが、扇川を例に挙げるのであれば、上流が一番汚く、下流が綺麗だとか、逆にそういうところもあります。それも鎌倉の特長ですので、その辺を現場レベルでチェックして施策に反映していただけるような体制をとっていただければと思います。

入江会長：ありがとうございます。第6章の流域を踏まえた地域別方針というところは、前回の緑の基本計画の策定の時に新たに設けられてきたところでもあります。こちらに沿って地域別の方針を定めているというの、鎌倉の緑の基本計画の大きな特徴でもあります。先程、飯田委員からのご指摘もありましたが、これそのものを更にステップアップさせていくという意味でも、流域毎の何かしらのチェック項目や、あるいはマネジメントの実践が進んでいくということが分かるように、この後のアクションプラン等でも大事にしていきたい視点でもあります。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

山内委員：パブリックコメントにもありましたが、62頁、63頁の文字がぼやけている点で、フォントの修正をするとのことですが、具体的にどういう方向で修正されるのか。分かっているならばお聞かせいただきたいと思います。私がこの基本計画を読み進めていったときに、55頁の第2章に将来の都市像ということで、62頁に1から8項目まであり、62頁、63頁にイラストと印字されたタイトルがあります。次の第3章の緑の将来都市像の実現に向けた方針というところまで見比べた時に、将来の都市像というのが8個挙がっていて、第3章の実現に向けた方針が7項目。さらに、同じような言葉が使われていたり使われていなかったりなど、読み進めていくときに整合がとりづらかったです。都市像として8個目指していくという中で、方針を見にいった時に、どのように目指している都市像の方針に繋がっていくのかという結びつきが難しく、すんなりいかない部分がありますので、今回の改定というよりも、次回改定される時にはこの辺がうまく整合がとれていると市民に見やすいものになるかなと思います。よろしくお願いいたします。

入江会長：山内委員、ご指摘ありがとうございます。62頁、63頁のイラストの全体像含め、緑の都市像が8項目あるということのご指摘もいただきました。この辺りは前回の素案の段階からも少し先生方からご意見をいただきながら検討してきたところでもあります。事務局の方で補足等ありますでしょうか。

秋山みどり公園課長：62頁、63頁の将来都市像の絵というか概念図なのですが、絵のタッチがはっきりしなくて見にくいのかなと思っていて、色合い等を試してはいるのですが、これで修正をした状態になっています。印刷の際にきれいな紙にすれば見やすくなると思うのですが、もう少し検討したいと思います。将来都市像の方ですが、62頁に8つありますが、こちらの方は7つの機能とほぼ対になっているものもあれば、1つの将来都市

像の中に7つの機能の色々な役割が入っているものがありまして、1対1にはならないものと考えております。そういったところも、次回機会があれば見やすくできるよう、検討していきたいと思っております。

入江会長：私の理解としては、緑の将来都市像の8項目と、その後の7つのものは機能別の方針ということで理解しておりますので、基本的には将来都市像の8つの項目は、7つの機能を網羅している状況で、重なっているところもあるという理解です。そこがはっきりと縦軸、横軸となるようなところであればもっと分かりやすいのかもしれませんが。そのあたりは今後の検討にもしていきたいと思えます。全体を8項目で捉えているという理解でいただければと思います。他に委員の皆様、いかがでしょうか。

岩田委員：直接この計画とは関係しないのですが、ここにあまり細かく書き込んでしまうと情報管理の問題や色々な関係で、特に生物多様性の問題に関しては本計画には書ききれないというところがあります。自治体の施策の段階でどのようなことが必要なかを考えると、例えば、色々な留意点とか、重要種や外来種に関わる情報とか、そういうのを整理しないといけないと思っています。私の方で大半は個人的に情報を収集しているので、事務局レベルで内部資料として活用できるようなかたちにして、将来提供しようかと考えています。また、鎌倉市の自然環境調査をやったのが平成14年頃だったと思います。それから15年以上経っていますので、その後、13箇所の緑地の保全が担保されていますが、緑の質がどう変化したかというモニタリングが出来ていないので、できれば来年度に当時にご協力いただいた自然環境調査の評議会のメンバーだった人たちと、高齢化が進んでいるので若手を育てることも兼ねて、簡易的なモニタリングをして、現状の再評価をできればと思っています。

入江会長：ありがとうございます。岩田委員から前回のご指摘の中でもあった、自然環境調査の114頁のところのお話でした。他になにかありますでしょうか。

植木委員：以前からSDGsの扱いについて何度か申し上げているのですが、64頁にアイコンの説明があって、12番の「つくる責任つかう責任」の部分で、「市内の農地から採れた生産物や～」とあるのですが、「つくる責任」はつくる側がどういったことに気を付けてください、ということです。また、「つかう責任」の方は購入者がそういった配慮をされたものを積極的に利用していきましょうという意味合いのアイコンなのですが、この文面だと、積極的に取り組んでいきましょうという風には読み取れない部分が気になるところです。ここを変えるか変えないかはお任せいたしますが、もし今後、SDGsに関することを入れていく場合に、もう少し工夫が欲しいと感じました。76頁の「美しい景観をつくる緑」のところにも12番の「つくる責任つかう責任」が入っているのですが、この頁で、何がつくる人の責任で何がつかう人の責任なのか、というところが分かりにくいです。このアイコンの使い方を今後工夫していただいた方がいいのではないかと思います。74頁の「ふれあいを広げる緑」に12番のアイコンが入っているもの同様です。分かりにくいアイコンの使い方をしてしまうと、せっかくSDGsが市民権を得ているのに一般の方への混乱を招きかねないと思いますので、今後工夫の程をお願いしたいと思います。

入江会長：ありがとうございます。64頁のところですね。12番のつくる責任つかう責任、自然から

の恵みにより成り立つ暮らしということに対するお話かと思えます。そのところの事例として、緑地保全や市街地の緑化によって、自然と調和した市民のライフスタイルが形成されている、市内の農地から採れた生産物や樹林地の維持管理により発生した間伐材を市民が消費、又は活用することで、市内における資源と経済が循環します、という循環経済の話を取り上げている訳ですが、生産者側と消費者側のお話なのかなと思えますけれども、この辺の文言の修正というのは可能でしょうか。

後藤みどり担当係長：SDGsの個別のゴールに関してなのですが、企業だけがゴールを目指すということではなくて、行政や個人、それぞれの立場からできることを目指すというものだという風に認識しております。そのようなイメージで、64頁に関しましては、緑の基本計画で具体的に目指すことを示している書き方ではなく、緑の施策を進めていった時に、SDGsに貢献することについて例示をしています。分かりにくい表現になっていて申し訳ないのですが、そのような表し方にご理解いただきたいと思えます。同じく、第3章でも、アイコンを示しているのですが、市民、事業者、行政のそれぞれの立場から関係すると考えられるアイコンを示しており、その中で、12番の「つくる責任 つかう責任」がそれぞれの立場から関係するという判断で付け加えております。今は細かなところの説明は割愛させていただきますが、もし必要でしたら、後日、このような考えで12番を入れていましていうところを改めてご説明できればと思っております。

植木委員：細かいことを書いて欲しいという意味合いではないのですが、64頁でいうと「農地から採れた生産物」という文言の前に、例えば「環境に配慮した農法で」といった文言を入れた方が分かりやすいと感じたところです。ただ漠然と農業をやっていれば環境に良い、SDGsだ、という捉え方をされかねないと危惧しました。「間伐材を利用」という部分も、「積極的に間伐材を利用していきましょう」という、積極性が表れているとよいと思い、意見しました。

入江会長：ありがとうございます。恐らく、樹木の適正管理を進めていく中で、その適正管理の結果として出る間伐材をどう活用するか、活用することによって、つかう責任に繋がっていくという工程のところ、このアイコンがついていると、私は理解しています。先程事務局からお話がありましたように、この緑の基本計画を行うことによって、SDGsのこのようなことに貢献します、という位置付けを理解し考えるならば、6番目の「美しい景観をつくる緑」を推進することによって、SDGsのこのようなところに貢献していくところでこのアイコンが付いていると理解しています。このリーディング・プロジェクトを含め、循環経済を作ることへの理解を促すため、本計画を進めていくことによって、17項目のゴールのどれかに貢献していくというアイコンの表示であると理解しています。他はいかがでしょうか。

岩田委員：今の64頁に関連するのですが、恐らく次回の基本計画の改定の際にSDGsの実践についてある程度評価をして、それが改定の目玉になっていくのではないかと思います。SDGsについて、今ご指摘のあった12番のところですがけれども、例えば鎌倉の現状で、この30年、40年の間に農地の大半が失われて宅地化されていますし、地産地消という意味では生産者の方が色々ご苦労されて、産直、あるいは市内のスーパーで鎌倉の野菜を積極的に売っています。ただトータル的に見るとそれほど大きな量にはなり得ないので、

その辺をどのような表現にするかが課題だと思います。間伐材をどのように利用するか考えると、例えばシイタケの育成に使うなどがありますが、ナラ枯れが出てきているので、カシノナガキクイムシの幼虫がいる木の流通のリスクなど色々な課題が考えられるのですけれども、その辺も今後色々なことを考えながら、どのようにアピールしていくか、事務局の課題のような気がします。また、緑の基本計画だけで扱うべき課題ではありませんので、今後の実践でデータを収集しどのような工夫が可能なのかというのを整理していただくと、10年後に予定されている改定に活かされるのではないかと思います。課題としてよろしく願いいたします。

入江会長：ありがとうございます。今のような木材利用、間伐材利用については、98頁、99頁でリーディング・プロジェクトの中でやっていこうと記載しています。このあたりは今後の緑地の管理指針の作成ですとか、アクションプランの作成等にも関わってくる重要な項目として出てくるのかと思います。他のご意見、田中委員はいかがでしょう。

田中委員：特にありません。

入江会長：ありがとうございます。それでは、本日審議会の方でいただいたご意見を反映して、審議会から答申書をお渡しすることになろうかと思えます。先程議論していた、図を見やすくするとか、サブタイトルのところを少し検討するとか、そういったこともあろうかと思えます。いただいた意見を反映することについて、委員の皆様のご了承をいただければ、この後事務局と私の方で確認をした上で、答申書を市長にお渡しするという手続きを進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは今後の手続きについて、事務局お願いいたします。

秋山みどり公園課長：本日はありがとうございます。いただいたご意見等を含めて、会長から答申書をいただき、必要に応じて反映させて基本計画としたいと思えます。なお、ご意見の反映状況につきましては、適宜、委員の皆様にも提供させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

入江会長：ありがとうございます。委員の皆様ご意見などございますか。それでは、諮問事項についての質疑を終了いたします。以上で諮問事項が全て終了しましたが、その他にご意見やご質問などございますか。それでは、諮問事項を終了します。続きまして、次第3その他としまして、次回、第79回の日程調整について、事務局からお願いします。

秋山みどり公園課長：次回の審議会開催は、議事の関係上、1月23日の委員改選以降と考えております。したがって、次回の日程につきましては、別途、事務局から改選後の各委員に対して、日程調整のご連絡をさせていただきたいと考えております。

入江会長：ありがとうございます。それでは本日の次第の最後になります。本日の確認事項を事務局からお願いします。

秋山みどり公園課長：本日の確認事項です。

1 審議事項 (1) 前回会議録の確認について、会議録を配付し、委員の確認をもって承いただいた。

2 諮問事項 (1) 鎌倉市緑の基本計画(案)について、鎌倉市緑の基本計画(案)について事務局から諮問を行い、内容について概ね了承いただき、この場でいただいたご意見の取扱については会長一任とすることとした。

3 その他 (1) 次回審議会日程調整について、令和4年度第1回の審議会の開催について、後日日程調整することとした。

当日確認事項としては以上となります。委員の皆様におかれましては、申し上げた内容でご了承いただければと思いますが、ご意見等はございますか。

—意見等なし—

入江会長：特にご意見がなければ、本日の確認事項については了承ということで確認しました。

それでは、本日の緑政審議会は、これで終了したいと思います。